

村山市スポーツ施設指定管理者募集要項

令和7年8月

村山市生涯学習課

目 次

1. 公募の概要 -----	p 1
(1)施設名称及び所在地	
(2)指定期間	
(3)指定管理者の選定方法	
(4)選定結果の通知	
(5) 業務引継ぎ	
(6) 協定の締結	
2. 施設概要 -----	p 1
(1)施設名称、所在地等及び現指定管理者	
(2)開設期間、利用時間	
(3)休館日	
(4)施設の設置目的	
3. 指定の期間 -----	p 2
4. 指定管理に期待すること -----	p 2
5. 指定管理者が行う業務範囲及び内容等-----	p 2
6. 指定管理業務等に関する経費等の取扱い-----	p 2
(1)指定管理料	
(2)指定管理料の管理	
(3)利用料金等の設定	
(4)利用料金の全部又は一部の免除	
(5)自主事業の取扱い	
7. 指定管理者との責任分担 -----	p 4
8. 募集及び選定等のスケジュール -----	p 4
(1)募集要項等の配布等	
(2)現地説明会	
(3)現地説明会への参加申込書の提出	
(4)申請に係る質疑	

- (5)申請の受付
- (6)村山市指定管理者審査委員会の開催
- (7)指定管理者の候補者選定通知
- (8)指定管理者の指定
- (9)指定手続等(公示)
- (10)協定書(基本協定、年度協定)の締結
- (11)前指定管理者からの引継ぎ

9. 申請に関する事項 ----- p 6

- (1)申請者に必要な資格
- (2)申請書類
- (3)書類の取扱い
- (4)失格事項

10. 指定管理者の候補者の審査及び選定 ----- p 8

- (1)選定方法
- (2)審査項目及び審査基準
- (3)審査結果

11. 指定管理者の指定手続等 ----- p 9

- (1)指定の議決
- (2)指定の通知
- (3)協定書の締結
- (4)基本協定と年度協定

12. 指定管理者の指定の取消し等 ----- p 9

- (1)指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等
- (2)指定期間中における取消し要件等
- (3)協定締結の解除等について
- (4)損害賠償
- (5)管理に要した費用の清算
- (6)その他

13. その他 ----- p 11

14. 添付資料 ----- p 11

15. 問い合わせ先 ----- p 12

村山市スポーツ施設の指定管理者募集要項

スポーツの普及及び振興を図り、もって市民の交流の促進及び心身の健全な発達に資するために設置している村山市スポーツ施設について、より一層の利用者サービスの向上や効率的な施設運営を図るため、「村山市公の施設に係る指定管理者の指定の手続き等に関する条例」（平成17年12月16日条例第33号）により、スポーツ施設の維持管理運営業務を行う指定管理者を次のとおり募集します。

1. 公募の概要

(1) 施設名称及び所在地

名称、所在地等：仕様書別紙1 参照

(2) 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで、5 年間

(3) 指定管理者の選定方法

指定管理者の選定は、村山市指定管理者選定審査会において、事業計画や施設運営の実績、収支計画について選定基準に基づき選定する総合点数方式で行います。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、申請書類を提出した応募者に対して速やかに通知します。

(5) 業務引継ぎ

指定管理者の指定は、村山市議会において、指定管理者として指定する議案が議決された後となります。

指定後すみやかに現在の指定管理者（指定期間：令和3年4月1日から令和8年3月31日まで）からの業務引継ぎに入っていただきます。

なお、令和8年3月31日以前に業務引継ぎに要した費用は、全て指定管理者として選定された者の負担とします。

(6) 協定の締結

指定管理者に指定された団体は、市と協議の上、基本協定を締結します。また、基本協定の締結後、各事業年度の初日に事業年度毎の協定を締結します。

2. 施設概要

(1) 施設名称、所在地等及び現指定管理者

施設名称、所在地等：仕様書別紙1参照

現指定管理者：ワークエージェント株式会社

(2)開設期間、利用時間

村山市スポーツ施設条例で定める使用期間及び使用時間を開設期間及び利用時間とします。

(3)休館日

村山市民体育館の休館日は、12月29日から翌年の1月3日までとします。ただし、市が特に必要と認めるときは、休館日を変更し又は臨時に休館日を定めることができますこととします。

(4)施設の設置目的

本施設は、スポーツの普及振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的としています。

3. 指定の期間

指定期間は、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間とします。また、本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日とします。

4. 指定管理に期待すること

本市では、市民の健康づくり、生涯スポーツの推進、地域コミュニティの活性化を図るうえで、市民体育館は地域住民をはじめ多くの方に利用されています。

指定管理者には、多様な年齢層や利用目的に対応したサービス提供に努め施設や設備の適切な維持管理を行い利用者が気軽に安心して活動をする事ができ、利用者の増加、信頼に応える運営を期待します。

5. 指定管理者が行う業務範囲及び内容等

村山市スポーツ施設指定管理業務仕様書参照

6. 指定管理業務等に関する経費等の取扱い

本施設については地方自治法第244条の2第8項で定める利用料金制を採用します。これにより施設の利用料は、指定管理者の収入とします。また、自主事業の参加費についても同様としますが、市からの負担金・補助金等、特定の事業に係る対価として別途支払われたものは除きます。経費の取り扱いについては、次のとおりです。

(1)指定管理料

①指定管理業務等（自主事業、指定管理業務派生業務を除く。）に要する標準的経費の金額179,125,000円（税込） 募集要項別紙1 参照

市は指定管理者に対し指定管理料を支払います。指定管理料の額は、市

長が指定管理者として指定した団体が提案した様式第3の1「収支計画書」に「必要とする指定管理料」として記載した合計金額及び上記に定める金額のうち低額な方を上限額として、市長と指定管理者との間で協議し、基本協定により定めた金額とします。また、年度協定により事業年度ごとの指定管理料を決定します。

なお、収支計画の作成に当たっては、指定管理期間を通じて消費税を10%として積算してください。

②指定管理料の対象となる経費は、次の経費とします。

- ・人件費・・・雇用者の賃金
- ・事業費・・・事業実施にかかる経費
- ・管理費・・・施設管理にかかる経費

管理費のうち、光熱水費・修繕費・除雪経費等は年度予定費用とし、年度決算で精算するものとします。

③指定管理料については、指定管理者の提案内容を踏まえ、事業内容及び指定管理料の額等を市と指定管理者の両方で確認したうえで、指定期間全体額については「基本協定」で、毎年度の指定管理料の額と支払方法（分割回数・時期）については「年度協定」で明記します。

④実際に支払われる指定管理料は、指定管理者が申請時に提示した額ではなく、これを上限として毎年度の予算編成ではじめて確定します。（年度によっては指定管理者の提示金額に満たない場合があります。）

⑤指定期間中に賃金水準または物価水準の変動により、当初合意された指定管理料が不適当となった場合は、通知のうえ、変更について協議するものとします。

（2）指定管理料の管理

指定管理者は、本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、固有の金融機関口座を開設し帳簿を備え付け適正な運用を図ってください。

（3）利用料金等の設定

①指定管理者は、村山市スポーツ施設条例で定める額の範囲内で、あらかじめ市長の承諾を得て利用料金を定めてください。

②利用料金の改定や、自主事業の参加費等についても、市の承諾を得て定めてください。

（4）利用料金の全部又は一部の免除

村山市スポーツ施設条例第9条の規定に基づき、指定管理者は、村山市スポーツ施設使用料の減免に関する要綱により、利用料金の全部又は一部を免除するものとします。

なお、減免に関する要綱が改正となる場合があります。要綱改正により利用料金の減収が見込まれる場合は、市と指定管理者は別途協議するものとします。

(5) 自主事業の取扱い

- ①指定管理者が指定管理指定申請書または事業計画書で提案した自主事業については、指定管理料に含まれていないため、自己の責任とその事業によって得られる収入等をもって充てるものとします。
- ②その他、本施設の設置目的に合致し本業務の実施を妨げない範囲であれば、自己の責任と費用で自主事業を実施してもかまいません。この場合においても、事前に市に業務計画書を提出し承認を受けてください。

7. 指定管理者との責任分担

項 目		指定管理者	市
施設の運營業務（施設の提供、苦情処理、受付案内、利用指導及び利用促進活動等）		○	
施設の維持管理（清掃、施設保守点検、設備等法定点検、日常的修繕、警備、植栽、安全衛生管理、光熱水費支出等）		○	
施設の使用許可、許可の取消し		○	
利用料金徴収、減免及び還付業務		○	
不払い利用料の徴収			○
施設の目的外使用許可			○
災害時対応		○	○
施設の改造、増築、移設、原則50万円以上の修繕			○
軽微な修繕		○	
指定解除による損害（指定管理者の責めに帰すべき事由）		○	
管理瑕疵責任	設計や構造に起因		○
	運営や日常的維持管理に起因	○	

疑義がある場合、変更や特に定めのない事項については、協議のうえ決定します。

8. 募集及び選定等のスケジュール

(1) 募集要項等の配布等

- ①配布期間 令和7年8月4日(月)から令和7年9月11日(木)までの休日・祝日

を除く午前9時から午後5時まで

②配布場所 市ホームページからダウンロードしてください。

または、本募集要項「15 問合せ先」

(2) 現地説明会

下記日時に現地説明会を実施しますので、申請される場合は、原則として、この説明会に参加してください。

①日時 令和7年8月29日（金）午前10時

②会場 村山市民体育館 2階 研修室

(3) 現地説明会への参加申込書の提出

現地説明会へ参加する場合は、以下により提出してください。

①申込期限 令和7年8月21日（木）午後3時まで（必着）

②申込方法 説明会参加申込書【要領様式第2号】を提出

（持参、郵送、FAXまたは電子メール。なお、FAXまたは電子メールの場合は、必ず電話で到達を確認してください。）

③申込先 本募集要項「15 問合せ先」

(4) 申請に係る質疑

申請に係る質疑は、次により行ってください。

①質疑の受付期間及び提出先

受付期間 令和7年8月4日（月）から令和7年9月11日（木）まで

提出先 本募集要項「15 問合せ先」

②質疑の方法

募集に関する質問票【要領様式第3号】を提出。（持参、郵送、FAXまたは電子メール。なお、FAXまたは電子メールの場合は、必ず電話で到達を確認してください。）

③質疑に対する回答

- ・回答は公平性、透明性を確保するため全て書面により行い、その内容は質問者の独自のノウハウに係る事項等を除き、原則として全て公開します。

- ・質疑要約後、随時回答します。また、市ホームページにこの内容を掲載します。

④質問事項の他に、団体名、団体の所在地及び担当者の所属・氏名・電話番号を必ず記載して下さい。

⑤記載漏れ及び申請資格がないと思われる団体からの質問にはお答えできない場合があります。

(5) 申請の受付

申請書類は、本募集要項「9 申請に関する事項（2）申請書類」のと

おりです。

- ①受付期間 令和7年9月3日(水)から10月10日(金)までの休日・祝日を除く午前8時30分から午後5時まで
応募申請書(指定管理者の指定申請書【規則様式第1号】)の提出は9月18日(木)まで
- ②受付場所 本募集要項「15 問合せ先」
- ③提出方法 原則として持参してください。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付けます。
- ④提出部数 正1部、副8部(複写可)の計9部
- (6)村山市指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)の開催
令和7年10月中・下旬 開催予定
- (7)指定管理者の候補者選定通知(申請者全員に対する結果通知)
令和7年10月下旬を目途に通知(市長決裁後)
- (8)指定管理者の指定(村山市議会による議決)
12月定例議会への付議を予定
- (9)指定手続等(公示)
令和7年12月中旬(議決後)
- (10)協定書(基本協定、年度協定)の締結
令和7年12月中旬以降、基本協定・年度協定の締結を予定
- (11)前指定管理者からの引継ぎ
令和8年2月～令和8年3月 前指定管理者からの引継ぎ

9. 申請に関する事項

(1)申請者に必要な資格

次に掲げる要件を全て満たす法人その他の団体(以下「法人等」という。)であること。

- ①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定により、本市における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- ②本市から指名停止措置を受けていないこと。
- ③地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。
- ④団体の代表者等(法人の場合は法人の役員(非常勤役員を含む。)、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等

に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

- ⑤暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- ⑥暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。
- ⑦会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続をしていないこと。
- ⑧国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑨団体の代表者等に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- ⑩共同企業体においては、代表団体が決められていること。
- ⑪重複応募は、単独と共同企業体間、共同企業体同士間のいずれにおいてもできないこと。

（2）申請書類

- ①指定管理者の指定申請書【規則様式第1号】
- ②事業計画書【規則様式第2号、様式第2号の1】
- ③収支計画書【規則様式第3号、様式第3号の1～3】

※上限額以内で管理経費を提示してください。

- ④申請に係る申立書【要領様式第1号】
- ⑤登記事項証明書
- ⑥定款、寄付行為又は会則の写し
- ⑦直前の事業年度の貸借対照表及び財産目録
- ⑧市税その他の納付義務を証する書類
- ⑨その他市長が必要と認める書類

※法人等の状況を的確に把握するため、必要に応じて追加の説明資料を求める場合があります。

《注意事項》

申請書類の作成に必要な費用は、申請者の負担になります。また、提出された申請書類は返却しません。

（3）書類の取扱い

- ①市が提示する書類について
 - ア）著作権は市に帰属します。
 - イ）申請者が、申請に係る検討以外の目的でこれを使用することを禁じます。また、この検討の目的の範囲内であっても、担当課の承諾を得ることなく、第三者に対しこれを使用させ、又は内容を提示する

ことを禁じます。

②申請者が提出する申請書類について

ア) 指定管理者の指定までの間申請書類の著作権は申請者に帰属します。

イ) 指定管理者の指定後は、指定管理者に指定された申請書類の著作権は市に帰属し、指定されなかった申請書類の著作権は申請者に帰属します。

③市による申請書類の使用について

市は上記著作権を尊重した上で、指定管理者の指定や公表等に必要な場合は、申請書類の内容を自由にかつ無償で利用できるものとします。

(4)失格事項

申請者が次のいずれかに該当する場合は、その申請者は失格とし、候補者選定の審査の対象から除外します。なお、失格となった申請者にはその理由を記し通知します。

- ①募集要項に定めた資格・要件が備わっていないとき。
- ②審査委員会の委員に個別に接触したとき。
- ③異なる申請書類を複数提出したとき。
- ④申請書類の提出方法を遵守せずに提出したとき。
- ⑤申請書類が様式及び注意事項に示された内容に適合しないとき。
- ⑥申請書類に記載すべき内容の全部又は一部が記載されていないとき。
- ⑦申請書類に虚偽の内容が記載されているとき。
- ⑧その他不正な行為があったとき。

10. 指定管理者の候補者の審査及び選定

(1)選定方法

「村山市公の施設に係る指定管理者の指定等に関する事務処理要領」に基づき村山市指定管理者選定審査会（以下「審査会」という。）において、申請資格を有する申請者の中から次項の基準に基づき、公の施設の管理を行うに最も適当と認められる団体を指定管理者の候補者として選定します。具体的には、原則として審査委員の評価点の平均点が最も高かった申請者を選定する方法とします。ただし、基準の項目の平均点が項目の評価点数の60点に満たない場合は、候補者に選定することができないものとします。

(2) 審査項目及び審査基準

審査会が申請者を審査するにあたっては、次表による審査基準により審査します。

評 価 項 目	配 点
1. 施設の設置目的の理解及び利用者の平等利用の確保	17
2. 施設の効用の発揮及びサービス向上	24
3. 施設の運営管理及び経費縮減	17
4. 施設運営経費及び人材の確保・育成	29
5. その他（安全対策、スポーツ振興に関すること等）	13
合 計	100

（３）審査結果

結果は、全申請者に対して令和7年10月下旬を目途に通知します。

なお、審査結果は「市ホームページ」で公表します。

１ １．指定管理者の指定手続等

（１）指定の議決

審査会による指定管理者の候補者の選定後、指定管理者の指定の手続きとして、村山市議会による指定の議決を経る必要があります。

（２）指定の通知

指定の議決があったときは、その旨を指定管理者の候補者に通知します。

（３）協定書の締結

前記（２）の手続きの後、市と指定管理者の候補者は協定書を締結します。

（４）基本協定と年度協定

協定書は、「基本協定」と「年度協定」の２つの協定書を締結します。

①基本協定

基本協定は、指定期間を通しての基本的事項に関する協定です。

②年度協定

年度協定は、年度ごとの業務に係る事項を定める協定です。

１ ２．指定管理者の指定の取消し等

指定管理者の業務開始前又は指定期間中に、指定管理者の候補者として選定された者又は指定管理者として指定された者が、次の事項に該当した場合、又は指示によっても業務内容の改善がみられないと認められる場合は、指定管理者の候補者としての選定若しくは指定管理者の指定を取り消し、又

は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。

(1) 指定管理者の業務開始前までの期間における取消し要件等

- ① 村山市議会により指定議案が否決されたとき。
- ② 指定管理者の候補者が倒産し、若しくは解散したとき又は社会的に非難される事件を起こしたとき。
- ③ 指定管理者の候補者が提出した書類に虚偽の記載があることが判明したとき。
- ④ その他指定管理者に指定することが不可能となった場合又は著しく不適当と認められる事情が生じた場合

(2) 指定期間中における取消し要件等

- ① 業務に際し不正行為があったとき。
- ② 市に対し虚偽の報告をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき。
- ③ 指定管理者が協定内容を履行せず、またはこれらに違反したとき。
- ④ 自らの責めに帰すべき事由により指定管理者から協定締結の解除の申出があったとき。
- ⑤ その他、市が必要と認めるとき。

(3) 協定締結の解除等について

上記(1)又は(2)が適用された場合には、業務の停止を除き、協定を締結しないか又は協定を解除することがあります。

(4) 損害賠償

上記(1)又は(2)により指定管理者の候補者としての決定又は指定管理者の指定が取り消された場合で、市に損害が発生したときは損害賠償請求をします。また、指定管理者に損害が生じて市は賠償いたしません。

(5) 管理に要した費用の清算

上記(2)により指定管理者の指定が取り消され又は業務の全部が停止となった場合において、それまでに管理に要した費用が、市が指定管理者に支払った額に満たないときは、指定管理者は市に対して残額を支払うものとします。

(6) その他

- ① 指定管理者は、事業の継続が困難となった場合又はその恐れが生じた場合は、速やかに市に報告してください。
- ② 不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前

に書面で通知することにより協定を解除出来るものとします。

- ③自己の都合により指定管理者側から指定の取消しを求める場合には、その後の管理業務に支障を及ぼさないよう適切な余裕期間をもって申し出をするものとします。
- ④業務開始前までに候補者選定の取消し又は指定管理者の指定の取消しとなった場合は、前記10(1)の申請者の順位に従い、第2順位、第3順位等の候補者と協定締結について協議を行うことがあります。

1 3. その他

- (1)指定管理者の申請後から業務を開始するまでの期間にかかる必要な経費は、全て申請者が負担してください。
- (2)申請から指定の議決までの間に、法人又は団体の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名に変更があったときは、速やかに届け出てください。
- (3)協定書等の解釈に疑義が生じた場合又は協定書等に定めのない事項が生じた場合は市と指定管理者とは誠意をもって協議するものとします。

1 4. 添付資料

- (1)村山市スポーツ施設条例
 - (2)村山市スポーツ施設条例施行規則
 - (3)村山市個人情報の保護に関する法律施行条例
 - (4)村山市スポーツ施設使用料の減免に関する要綱
 - (5)備品一覧表
 - (6)令和3年度から令和6年度までの収支実績書
 - (7)村山市スポーツ施設利用・収入状況
 - (8)令和6年度施設等の維持管理に関する業務実施報告
 - (9)募集要綱別紙1 指定管理業務等に要する標準的経費積算書
 - (10)規則様式第1号～第3号、要領様式第1号～3号、様式第2号の1、第3号の1～3
- ※市ホームページをご覧ください。

15. 問い合わせ先

募集に関する事項については、下記にお問い合わせください。

村山市教育委員会生涯学習課スポーツ振興係

〒995-8666 村山市中央一丁目3番6号

T E L 0237-55-2111（内線334）

F A X 0237-55-2155

E-mail manabi@city.murayama.lg.jp